

川口都市計画公園の変更（案）及び川口都市計画火葬場の決定（案）

に関する地元説明会 議事要旨

日 時：平成23年8月28日（日）午後6：00～7：00

会 場：川口緑化センター 樹里安

出席者：川口市技監兼都市計画部部长・歴史自然公園事業等プロジェクトチーム（事務局）
オブザーバー

川口市都市計画部都市計画課・川口市健康増進部保健衛生課

参加者：15人

1 開会

事務局 川口都市計画公園の変更（案）及び川口都市計画火葬場の決定（案）の地元説明会を開催します。

2 川口市技監兼都市計画部部长 挨拶

首都高の川口PAに隣接する本計画につきましては、昭和61年当時、廃棄物の最終処分場として計画がなされましたが、その後、各種のリサイクル法の整備や朝日環境センターの整備等を契機に、平成19年度より公園予定地として活用する方針に変更がなされました。昨年度、学識経験者、市議会議員の方々、地元の代表者の方々、関連団体の方々からなる検討委員会において、当地における自然、歴史・文化、社会・産業といった地域特性を踏まえた公園や火葬施設の提言がまとめられております。

本市といたしましては、住民の皆様のご意見を踏まえて、今年度都市計画決定がなされれば、その後順次、関係機関との協議、用地買収、具体的な施設的设计、整備を進めていきたいと考えております。この後、少々、お時間を頂きまして、パワーポイントにて都市計画案の内容についてご説明をさせていただきますので、よろしくお願い致します。

3 出席者（事務局）紹介

4 都市計画（案）の説明

- ・川口都市計画公園の変更（案）
- ・川口都市計画火葬場の決定（案）

事務局 それでは、川口都市計画公園「(仮称)赤山歴史自然公園」、及び川口都市計画火葬場「(仮称)川口市火葬施設」についてご説明いたします。

はじめに、本日の説明会は、都市計画法第16条第1項による都市計画の案の内容に関する説明とさせていただきます。また、この都市計画公園と都市計画火葬場の計画については、それぞれの位置的関係や、事業上の関係から、併せて説明させていただきます。つきましては、30分程度、お時間をいただきますことをお許し下さい。なお、都市計画には、それぞれの施設の区域、名称を決定することとなりますことから、区域内に配置される具体的な施設の内容や構成等は、この都市計画決定後、基本設計、実施設計等の段階で検討していくこととなりますのでご了承ください。

それでは、計画地の位置と概要についてご説明させていただきます。計画地については、この図にありますように川口ジャンクションの東側で、北側の東京外かく環状道路、南側の首都高速葛飾川口線に挟まれた区域であり、首都高速葛飾川口線の川口パーキングエリアに隣接した、約10.9haを計画区域としております。公園と火葬施設の内訳としましては、公園区域が、約8.9ha、火葬施設の区域が、約2.0haとなります。

本計画地は、昭和61年当時、市内環境センター等から排出される、廃棄物の最終処分場として予定されていた、約4.5haの計画区域を含んだものとなっております。この最終処分場の計画を進めるための公有地化により、現在、市では、当該用地として、約2.2ha 保有しているところでございます。その後、平成14年度に、リサイクル法の整備に伴い、分別収集の進展による焼却処理対象量の減少や、朝日環境センターにおけるガス化溶融炉施設等の整備により、焼却残渣を大幅に縮減することが可能になり、平成19年度より、公園等予定地として活用する方針に変更されたところであります。

続きまして、この地の土地利用を図るための、検討状況についてご説明いたします。公園等予定地として具体的に検討を進めるにあたり、昨年、「(仮称)赤山歴史自然公園等検討委員会」を設置いたしました。この委員会は、神根・赤山地域の豊かな自然環境や、歴史・文化遺産を活用し、地域振興や農業の活性化に有効な公園計画、及び広域的な利用促進策や市民要望施設等の立地について検討する場であり、公園等の構想、ご意見、ご要望、配慮事項等が、「行政に対する提言」という形でまとめられました。検討委員のメンバーは、農業、都市計画、生物・植物の専門家、さらに、市内の農業関係団体、経済関係団体、緑化関係団体、造園関係団体、医療関係団体の方々、赤山中央町会、赤山第1町会、赤山第3町会、新井宿町会、石神下区町会の町会長さん、さらには、各会派の市議会議員の方々から構成されておりました。委員会は、5回にわたり開催され、多岐にわたるご意見をいただいたところでございます。市では、こ

の提言を基本的な骨格として受け止め、関係機関との調整を経て、タタキ台をまとめ、今回の計画案を皆様にお示しする次第となりました。

それでは、公園等の基本的方向、計画のテーマについてご説明いたします。はじめに、立地特性として、この地の「自然」についてです。この地には、樹林地や水辺、湿地がまとまって存在し、地域の多様な生物の生息空間を形成していること。また、市街化調整区域であるこの地には、周辺の庭木等を含む圃場や、畑等が広がる緑豊かな地域が展開していること。さらには、首都圏近郊緑地保全区域として、川口市はもとより首都圏における重要な緑の拠点としても、上位計画に位置付けられており、本市における貴重な自然資源の存在は、公園の計画テーマとして外せない要件となっております。第二に、「歴史・文化」です。江戸時代以降、この地は、幕府直轄領となり、灌漑治水による農業の発展、江戸への、植木や草花の供給が図られました。また、関連して、関東郡代・伊奈家の赤山城跡や日光御成街道等、歴史・文化資源に隣接していることについても計画テーマの念頭においております。第三には、「社会・産業」であります。計画地を含む安行・神根地域は、植木、枝もの等の発祥の地であり、現在でも、植木、造園などの緑化産業が、数多く行なわれております。一方、当地区は、東京外かく環状道路や首都高速葛飾川口線に隣接するなど、首都圏からの自動車アクセスの利便性が高い地域となっております。こうした状況を踏まえ、当地区における「持続可能な緑地、自然環境の保全」に係る負担が、農業従事者や土地所有者のみにかかることのないよう、広域的な集客による地域振興についても、念頭においております。

この考えのもと、本計画の基本テーマを「広域的な集客性に配慮した『水と緑のオアシス空間』の創出」といたしました。具体的には、「豊かな生態系をイメージとした公園づくりを支える良好な樹林地と水辺空間の創出」、「古くから継承されている、地域の産業・文化の再構築の先導的な役割と地域の活性化」、「豊かな水と緑や、歴史性と調和した市民の様々な社会的ニーズへの対応」を目指してまいります。

次に、公園等のゾーン計画についてご説明いたします。まずは、この図にあります、計画地北側の区域です。ここを、自然体験ゾーンとして検討を進めております。ここは、地域らしい、自然とのふれあい体験を可能とするような、まとまった水面や、湿地、樹林地で構成する区域とし、多様な生物の生息空間の保全・育成により、家族連れや自然志向型のグループ・団体等の皆様が、自然観察や自然体験等を楽しんでいただけるような、憩いの空間形成を考えております。続いて、計画地北東では、歴史探索ゾーンを検討しております。この歴史探索ゾーンは、赤山城跡に代表される、地域固有の歴史・文化や、見沼に関連する、近隣の自然環境等について、様々な形で情報発信するとともに、近

接する赤山城跡など、歴史的な空間へと誘導する、案内板やサインにより、「歴史・自然」をテーマとした、地域づくりや景観づくりに寄与する公園機能を整えたいと考えております。続いて、この図にあります、西側に位置する区域は、地域振興のゾーンを検討しております。広域的な利用形態に配慮して、環境と共生した地場産業が提供する、豊かさと楽しさを体感していただける場として考えております。さらには、広域的な交流機会を促進するために、地域の案内情報や、特産品等の紹介を行なうとともに、良好な環境を形成する、周辺の散策ルートの拠点機能を併せ持つゾーンと考えております。続いて、計画地東側は、赤山オアシスゾーンといたしまして、現在の川口パークイングの北側に、首都高速葛飾川口線を降りずに、公園や周辺施設を利用できる駐車場や休憩施設を整備することにより、市外からも誘客し、公園内外に導くことで、地域活性化のきっかけづくりを考えており、今後、関係事業者と協議してまいりたいと考えております。最後に、南側に位置する区域を火葬施設ゾーンとしております。火葬施設については、平成13年に、14万人を超える市民から提出された、「火葬場の早期建設を求める請願」が、市議会においても全会一致で採択されており、検討委員会においても、この豊かな自然環境を活かし、市民ニーズに応えていくことが重要ではないか、という提言をいただいたところであります。

ここまでのゾーニングのなかで、自然体験ゾーン、歴史探索ゾーン、地域振興ゾーン、赤山オアシスゾーンを公園の区域とし、火葬施設ゾーンを火葬施設の区域として都市計画に位置付けます。

公園、並びに火葬施設に対する自動車アクセスは、周辺道路については、通学路に指定されていることや、周辺住民の皆様の生活道路であることから、新たな交通を生まないよう配慮し、南側の県道足立川口線及び首都高速葛飾川口線からのみの進入を検討しております。なお、公園周囲につきましては、周辺の方々がお越しになるために、徒歩や自転車での来園を可能とするような、アクセスポイントを検討して参りたいと考えております。

それでは、川口都市計画公園、川口都市計画火葬場として都市計画に定める、それぞれの事項についてご説明いたします。

はじめに、(仮称)赤山歴史自然公園ですが、川口都市計画公園に「(仮称)赤山歴史自然公園」を追加する変更を行ないます。都市計画決定名称は、(仮称)赤山歴史自然公園、所在地川口市大字赤山ほか、公園面積約8.9haといたします。現在、川口市内にある都市計画決定された公園は、その周辺の方々を利用する「街区公園」として141公園、さらに、街区公園以上に広い区域の方々を利用する「近隣公園」として20公園、川口市グリーンセンターや青木町平和公園、川口自然公園など、市内外の方々も利用することができる大規模

な公園が、4公園設置されております。この「(仮称)赤山歴史自然公園」は、面積が約8.9haと広大で、近隣住民の休息はもちろん、自然体験や歴史探索など、広域的な集客性にも配慮した公園とすることから、総合公園として、位置付けます。

本公園計画の上位計画についてご説明いたします。まず、本市の市政運営の基本である、第4次川口市総合計画において、市民一人あたりの公園緑地面積を10平方メートル以上とすることを目標としているところでございます。しかし、現状では3.58平方メートルであることから、当該公園を都市計画に位置付けることで、公園緑地面積の拡大を、推進するものであります。また、本市の都市計画基本方針には、『市内各所に存在する、自然的資源、歴史的資源を生かし、水と緑の環境の中でスポーツ、散策、休養、文化等の多様な活動が楽しめる「水と緑のレクリエーション拠点」を配置する』こと、さらに、「緑化産業活動の維持促進を支えるための、土地利用上の保全施策を図るとともに、赤山城跡をはじめ、点在する寺社等の歴史文化をきわだたせる、シンボリックな緑地空間の保全と整備を図る」とあることから、これらの目標・方針に沿って計画したものであります。

周辺地域は、現在、相続等による農地の転用などにより、緑地が失われつつある状況であり、この区域を公園として、都市計画に定めることで、恒久的な施設として法的に担保することが重要であると考えております。

公園の施設構成といたしましては、大池(開放水面)、地域物産館、歴史自然資料館、ドッグラン、ハイウェイオアシス、来園者駐車場としております。この大池は、計画のテーマである「水」を活かすもので、この地の地形や湿性環境を活かし、水辺空間を創出することにより、自然環境に触れ合える場とするものです。また、この地区や下流部にもたらす水害を軽減するための、調節池の機能を併せ持つ構造を検討しております。次に、地域物産館、

歴史自然資料館につきましては、地元の産業である植木や枝もののPR、本地域の歴史や自然の紹介、公園内の豊かな自然環境を観察するための拠点として、検討しているものです。また、このドッグランにつきましては、昨今のペット事情を踏まえ、リピーターの確保などの観点から検討しているものです。次にこのハイウェイオアシスです。ハイウェイオアシスは、現在の川口パークキングの北側に、首都高速葛飾川口線を降りずに、公園や周辺施設を利用できる駐車場や、休憩施設を整備することにより、市外からも誘客し、公園内外に導くことで、地域活性化のきっかけづくりを考えており、今後、関係事業者と協議してまいりたいと考えております。また、川口パークキングは、総務省消防庁において首都直下地震等の大規模地震災害における、緊急消防援助隊の進出拠点として位置付けられており、このパークキングを拡大することで、大規模地震

災害等における、広域防災拠点機能の強化にも繋がってくるものと考えております。最後に、一般道からの来園者駐車場ですが、計画区域の南側の県道足立川口線からのアクセスとし、公園規模に応じた適切な駐車台数を確保したいと考えております。以上が、(仮称)赤山歴史自然公園の計画概要であります。

続きまして、川口都市計画火葬場についてご説明いたします。川口都市計画に、都市計画施設として「川口都市計画火葬場」を決定するものです。

都市計画決定名称は(仮称)川口市火葬施設、所在地川口市大字新井宿ほか、計画面積 約2.0haといたします。

皆様ご存じのとおり、川口市は、諸手続きを経て、10月11日に、鳩ヶ谷市と合併することが決定しております。現在、川口市の人口は、約51万7千人ですが、鳩ヶ谷市との合併により、58万人に迫る人口規模の市となります。こうした市勢状況のなか、本市では過去にも火葬場の検討が、なされてきましたが、いずれも具体的な構想には至りませんでした。

火葬施設については、本市の市政運営の基本である、第4次川口市総合計画において、「斎場整備の推進」などが位置付けされており、市民が安心して、平等に、人間の尊厳を保ち得る、福祉の最終形態である斎場の整備は、衛生環境の向上、及び公共の福祉のために、必要不可欠な都市施設であると考えております。現在は、主に近隣1区3市の火葬場に頼っている状況であり、1週間から10日以上も、火葬を待たなければならない状況が発生しているといった報道もなされております。平成13年にいただいた、14万人を超える市民からの、火葬場の早期建設を求める請願書が、市議会で全会一致で採択されるなど、市民の要望する施設の上位であり、火葬施設の整備が緊急の課題となっていることから、新たに決定していきたいと考えるものです。

施設の必要性に続き、「建設地の選定」、「計画規模」、「環境」を順次ご説明いたします。はじめに、の「建設地の選定」ですが、この地を選定した理由については、大きく以下の2点でございます。第一に、『周辺環境を活かした景観的配慮ができること』。この地に火葬施設を計画することで得られる、最大のメリットとしては、公園と同時一体的に整備ができること。と考えております。検討委員会でも「豊かな自然環境を活かし、大池の開放水面と連続する水辺に佇み、建築意匠や公園と景観的に一体となった緩衝樹林等によって静的空間を確保する」との提言をいただいております。こうした、配慮点を十分に理解した上で、公園との調和を図り、さらに研究を進め、計画を具体化して参りたいと考えております。第二に、『幹線道路である県道足立川口線からの出入庫が可能であること』。これにより、火葬施設へのスムーズな出入りが確保されるとともに、近隣住民の皆様の生活道路に、常に霊柩車が通過するような状況は、避けることができると考えております。次に、の「計画規模」です。今後の

総人口と死亡者数の推移に関する検討では、川口市と鳩ヶ谷市をあわせた、現在の年間死亡者数は、約4,200人ですが、2045年には、約7,900人と算出されております。こうした死亡者数の推計と、人口の推移を踏まえ、適正な施設規模を検討してまいります。また、現在、本市には40を超える祭事場が存在し、お寺等においても催事が可能なことから、この施設は、火葬専用の施設といたします。なお、施設構成につきましては、火葬区域の計画決定がなされたのち、基本設計・実施設計等の段階で検討してまいりたいと考えております。参考であります。平成18年に完成した、周辺の自然や地形と融合した火葬施設をご紹介します。岐阜県の各務原市の市営斎場(瞑想の森)です。高い煙突をもつ、昔ながらの火葬場のイメージは払拭され、現代建築においては、瀟洒な火葬場として、大きく変わってきている現状であります。火葬場は人間にとっての「終の空間」であり、川口市に生まれ、暮らし、歴史的にも由緒ある当地において、近親者が心ゆくまでの弔いができるよう、施設設計を検討して参りたいと考えております。次に「環境」についてご説明いたします。火葬施設からの排気については、厚生労働省から「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針」が示されております。この指針によると、ダイオキシン類濃度の指針値は、 $1 \text{ ng}(-\text{TEQ}/\text{Nm}^3)$ となっております。本市としては、厚生労働省の排出基準値をみたく、炉を、選定して参りたいと考えております。以上が、(仮称)川口市火葬施設の説明となります。

続きまして、公園及び火葬施設に共通した、生物等の調査についてご説明いたします。現在の環境を、できる限り維持保全することを目的に、公園並びに火葬施設周辺地域を対象として、昨年5月から生物調査を実施しております。この調査では、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類等の動物と、植物を調査いたしました。調査は今年秋まで継続いたしますが、現段階で発見された動物の重要種は、哺乳類でホンダヌキ1種、鳥類・猛禽類で、オオタカ、ハイトカ、ホウジロなど13種、爬虫類でニホンヤモリなど2種、植物につきましては、湿性植物を中心に9種の重要種が確認されております。今回の公園計画では、こうした豊かな自然環境をできる限り維持し、他の自治体の事業で行なわれた、植物の移植工法等の事例を参考に、将来にわたっての保全に努めて参りたいと考えております。

最後になりますが、都市計画決定後の区域内の土地・建物の制限と、今後の進め方についてご説明いたします。本計画区域は、市街化調整区域であるため、建築行為等を行なう場合は、開発許可を受ける必要があります。さらに、公園、火葬施設、ともに都市計画施設となりますので、具体的な事業に入るまでに、建築行為を行なう場合、都市計画法第53条による許可を得る必要もあります。

また、補償内容に関するご質問や、契約時期等に関するご相談ご要望等は、

資料の裏面に記載されている、問い合わせ先までご連絡をいただきたいと存じます。なお、個人の財産などプライバシーを含む内容となることから、個別に対応させていただくこととなりますのでご了承下さい。

最後に、今後の進め方についてご説明いたします。今回、地元の皆様を対象に説明会を開催させていただきました。今後は、ここで頂きましたご意見を出来る限り反映した計画案を作成し、11月には、地元以外の方々も含めて、公聴会にてご意見を伺い、最終(案)を作成いたします。その後、改めて、1月に、最終(案)を住民の皆様にお示しし、「意見書」を提出する機会を設けて頂く予定です。これらの住民の皆様のご意見を踏まえ、都市計画審議会を経て、決定告示という流れとなります。なお、手続きにつきましては、広報かわぐち、及び市ホームページにてお知らせするとともに、今回の説明会同様、関係地権者の皆様にはダイレクトメール、周辺町会の皆様には町会回覧でも併せてお知らせしてまいりたいと考えております。

以上で川口都市計画公園(仮称)赤山歴史自然公園と川口都市計画火葬場(仮称)川口市火葬施設の説明を終わります。

5 質疑応答

石神下区町会より参加 匿名

先程の説明で、公園緑地の目標として1人あたり10㎡に対して、現状で3.数㎡ということですが、10㎡の根拠は条例とかに有るのか。今回の8.9haができた際に、どのくらいになるのか。

川口市技監兼都市計画部部長

1点目の目標の10㎡が何に位置付けられているのかという点ですが、都市公園法令で目標とすべき公園緑地面積を市民一人当たり10㎡と謳われておりまして、本市におきましても、第4次総合計画、市のマスタープランにも同様に位置付け、これを目標に公園緑地面積を増やしていくという計画を持っています。

2点目の8.9haができた時にどれだけそれが改善されるのかというご質問でございますけれども、残念ながら8.9haを実現したとしても、大幅に改善することはできません。しかしながら、川口市民は50万人と多いので、少しでも増やすという方向で引き続き取り組んでいきたいと考えてございます。

石神下区町会より参加 匿名

8.9haができた時にどのくらいの数字になるのか。例えば、5㎡にしかならないので、他の地区でも引き続き検討していかなければならないのか。

川口市技監兼都市計画部部長

手元に正確な数字がありませんが、8.9haを加えたとしても、市民一人当たりの公園面積は4㎡にも満たないところでございます。そのため、引き続き、この公園だけに留まらず、市内各地で、できる限りの公園緑地面積の増加に努めていかなければならない状況でございます。

赤山中央町会より参加 匿名

人が集まることによって地域の活性化とおっしゃっていたが、人が来ればお金を落とすかという、決してそんなことは無く、残っているのはゴミとか、住んでいる人にはありがたくないものばかり残っていくのではないかと。具体的に、地域に利益が生ずるといようなことが、これから考えていくことかもしれませんけれども、そういうことが果たしてありえるのか。どのようにお考えでしょうか。

川口市技監兼都市計画部部長

具体的な、地域に対してのメリットがあるのかというご質問だと思います。先程、パワーポイントでも説明させていただいたとおり、この公園については広域的な集客を求めているということでございます。具体的には公園の東側に赤山オアシスゾーンを設けて、首都高速の川口PAに現在でも年間100万人規模の方々にご利用されておりますけれども、そういった方々を少しでも公園や地域の方に足を運んでいただけるような、そういったしなかけを考えていきたいと思っております。

地域にとってのメリットといたしまして、直接的なメリットは公園の西側に地域振興ゾーンを設けて、地域物産館や植木の見本市とか、そういった地域の植木や産業のPRをする場を設けさせていただきたいと考えてございます。そこを拠点といたしまして、その周辺、神根地区、更には安行・戸塚地区にも、非常に素晴らしい施設が沢山ございますことから、できましたらオープンガーデン等のイベントも活発に開いていただいて、地域の方々だけでなく東京からの方々も地域を散策していただけるようなきっかけ作りができればと考えてございます。

ゴミの問題につきましては、公園については、市の公園という形になりますので管理を徹底してやっていきたいと考えてございます。できる限り地域の方々にご迷惑がからないような形で運営をしていきたいと考えてございます。

赤山中央町会より参加 匿名

この辺で植木産業ということで、自分も携わっておりますが、今、植木産業は、今日来られている方にもそういった仕事に携わっている方がおられますが、この十数年、斜陽の一途をたどっております。植木関係で活路を見出すのは、これからはなおさら、非常に難しい状況になっていくと思います。聞こえはすごく良いのですが、果たしてそれ

が実際にできるかどうかということになると、非常に疑問です。掲げるのは結構だが、実際には多分無理だと思います。その辺をもう少ししっかり考えないと、地元のメリットというのはあまり生まれないのではないかと。来て遊んでいく人は良いのですが、その辺りが非常に危惧される場所かと思えます。いかがでしょうか。

川口市技監兼都市計画部部長

植木産業が現在非常に厳しい状況にあるという認識につきましては全く同感でございます。現に、周辺の地域におきましても、もともと植木産業をやられていたような土地が、残念ながら残土置き場になってしまっていたり、さらには墓地になってしまっていたり、そのような状況が散見される状況でございます。一方でこの安行の地は安行近郊緑地保全区域ということで、首都圏近郊緑地保全法という法律で決められている区域でございます。首都圏の方々にとっても、この緑は是非とも残していきたいという位置付けがなされているところでございます。首都圏の方々にとって残していきたい緑について、地元の農業従事者の方々や土地所有者の方々だけに負担をお願いする状況については、考え直さなければいけないのではないかとというのが市の思いでございます。本市といたしましては、少しでもそういった農業従事者の方々、土地所有者の方々のご苦勞を軽減し、恐らくは今何も手を入れなければ、今後相続などが増えてまいりますので、数少ない都市農地がどんどん失われていくという状況になってまいりますので、だからこそ、広域的な集客を確保することによって、少しでも農業の活性化、きっかけ作りをやりたくと考えてございますので、まずはそういったきっかけ作りをさせていただきたい、そういった思いでこの計画を作らせていただいております。

赤山中央町会より参加 匿名

そうしますと、施設を作って人が来やすくする、とりあえず公園を作って人を呼んでと、ただし、それが必ずしもお金になるとは限りませんよね。早い話が、住んでいる人にとって金になるか、ならないかという話。それはできてから後の話、そういうことですか。

川口市技監兼都市計画部部長

できてから魂を込めていく部分も沢山あるかと思いますが、現段階で、市の方で考えているのは、まず地域物産館は地元のPRの拠点施設だと考えてございますので、例えば先程申し上げた植木の見本市をやっていただくといった活用ができるのではないかと考えています。そこは作ってから考えるのではなく、作る段階から地元の方々を含めて運営の仕方も検討していきたいと考えてございます。

また、そこから先、先程の説明の中でも、この地域の広域的な利用を考えたいと申し上げましたが、こういった計画を都市計画決定いただけた暁には、将来的には、この神

根の地域にはグリーンセンターや緑化センターなど、広域的に利用可能な施設が点在してございますので、そういった施設への回遊性を確保するためのシャトルバスを動かしていくといったことについても併せて検討していきたいと考えてございます。

赤山中央町会より参加 匿名

とりあえず、物だけ作ってしまえば良いということが、くれぐれも無いよう、あくまでも地元の住民と言いますか、住んでいる人たちのことも考えてやっていただきたいと思います。極端な言い方だが、作ってしまえば良いんだということの無いよう、くれぐれもお願いします。

川口市技監兼都市計画部部長

もちろんそのような形で、できあがった後も地域と一緒にあって、地域を盛り上げていくということを考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

事務局 それでは、予定時刻となりましたので、申し訳ございませんが、まだご質問等ございますでしょうか。ここで一旦、質疑応答並びに説明会を終了させていただきますと存じます。なお、この計画に関しましての個人的内容のご質問、ご相談等がございましたら、お気軽に職員にお声掛けいただければと思います。本日は説明会にご参加いただきましてありがとうございました。お忘れ物ございませんよう、お気をつけてお帰りください。どうもありがとうございました。